

市廃審 第27-007号
平成28年1月29日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第79回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会 議 録》

- [会議名称] 第 79 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成 28 年 1 月 22 日 (金) 10 時 00 分～12 時 00 分
- [開催場所] 市川市役所 市川南仮設庁舎 2 階 会議室 2
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子正委員、大場諭委員、代谷陽子委員、
岩田元一委員、福島満委員、金子俊郎委員、原木一正委員、安東紀美代委員、
柳沢泰子委員、石井静雄委員、官方英二委員 (以上 13 名)
- [事務局等] (1)清掃部 吉野部長、高橋次長
(2)循環型社会推進課 竹中課長、松丸主幹、道家、藤原、河村、佐々木、
堀川、岡
(3)清掃事業課 村越課長、吉岡主幹
(4)清掃施設計画課 山口課長
(5)クリーンセンター 山本主幹
- [傍 聴 者] 4 名
- [会議次第] (1)開会
(2)議題 「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申(案)
について
(3)閉会
- [配付資料] さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について答申(案)
- [会議概要] 配付した資料に基づき、事務局から説明を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 00 分

三橋会長： 定刻になりましたので、ただ今から「第 79 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から連絡事項等がありましたらお願い致します。

竹中課長： 本日の会議につきましては、稲垣 操 委員、高橋 洋平 委員の 2 名が所用にて欠席されていますが、委員 15 名の方の半数以上が出席されております。本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議で開催させていただきます。なお、傍聴者が 4 名いらっしゃいますので、ご了承ください。

以上でございます。

— 傍聴者を室内へ誘導する —

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長： それでは、本日の議題として、市長から諮問されました、

「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の答申案について審議を進めていきたいと思っております。

前回の審議会で、答申素案について審議いただきまして、委員の皆様から多くの有意義なご意見をいただきました。

本日ご審議いただく答申案には、それが反映された形になっています。

今日の審議は、答申案に書かれている大きな流れに反対するような意見は差し控えていただきまして、答申案の中身、表現、文章の序列の問題などについて議論していただきたいと思っております。

答申案の目次を見ていただきますと、「はじめに」から「1、2、3、4」「おわりに」となっています。各番号に従って説明していただいた後、審議を進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から、答申案の説明 1 からお願い致します。

【説明1】「はじめに」「1 市川市のごみ処理の現状と課題」(P1～P4)

竹中課長： それでは、「はじめに」から「1 市川市のごみ処理の現状と課題」までを読み上げという形で説明させていただきます。

それでは、1 ページでございます。

<はじめに>

市川市では、「資源循環型都市いちかわ」の実現を目指して、家庭ごみの12分別収集をはじめとする様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化に一定の成果を挙げてきました。

しかし、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に向けて、地球温暖化をはじめとする環境問題への対策の強化が求められている中で、さらなるごみの減量・資源化が求められるところですが、近年はごみの減量ペースが鈍化し、ごみの排出量が横ばい傾向となっています。

また、市川市は、市内に自前の最終処分場が無いことから、継続的なごみ減量努力が求められる立場にあることに加えて、クリーンセンターの老朽化の問題も抱えているため、従来からの施策の強化に加えて、新たな施策の導入が求められる状況となってきたところです。

このような状況の中、市川市では、平成27年5月に「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(いちかわじゅんかんプラン21)」を改定し、平成36年度(2024年度)を目標年次とした新たなごみ減量目標を設定した上で、目標の達成に向けて概ね5年以内に重点的に実施する事項として、家庭ごみ有料化制度の導入を含めた8つの施策を位置づけました。

このような経緯を踏まえて、本審議会は、平成27年7月7日に市長から「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」の諮問を受け、具体的に諮問された施策である「家庭ごみの有料化」「ごみ収集回数の削減」「戸別収集の導入」に関して、慎重に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

続きまして2ページをお願い致します。

<1 市川市のごみ処理の現状と課題>

(1) ごみ処理の現状

① ごみ処理の概要

市川市のごみ処理の概要は次のとおりである(平成25年度実績)。

ア 総排出量

市川市における総排出量は 145,022 t で、家庭からの排出量が全体の約 4 分の 3 を占めている。

イ 処理費用 ※ごみ処理原価計算の対象額の合計

年間のごみ処理（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分）には、約 58 億 4 千万円もの費用を要しており、市民 1 人あたりの負担額は約 12,400 円となっている。

② 家庭ごみの収集量の推移

市川市では、平成 14 年 10 月に導入した家庭ごみの 12 分別収集の実施により、紙類、布類及びプラスチック製容器包装類を資源物として分別収集することで、燃やすごみの削減を進めてきた。

しかし、近年は、燃やすごみの収集量の減少幅が縮小し、横ばい状態となりつつあることから、さらなるごみの減量・資源化のためには、施策の強化が求められる状況となっている。

下のグラフについては説明を割愛させていただきます。

(2) ごみ処理における主な課題

① ごみの最終処分の他市依存

市川市は、最終処分場を有しておらず、ごみの焼却灰などの残さの多くは市外の最終処分場での埋め立てに依存している。このようなごみ処理は、処分先の市町村や住民の理解のもとに成り立っており、いつまでも処分先が確保できるとは限らないため、最終処分量を削減するための継続的なごみ減量努力が強く求められる。

② クリーンセンターの老朽化

クリーンセンターは、平成 6 年に稼働を開始し、当初 20 年間の稼働を予定していたが、延命化工事により稼働期間を 10 年間延長している。

しかし、老朽化が進んでおり、あと約 8 年（平成 35 年度末）で稼働を終了する予定のため、建替え計画を進める必要がある。

ごみの処理量を削減できれば、新施設の規模を縮小でき、建替え費用や運営費を削減することにつながるため、将来世代の負担も軽減できる。

③ 分別排出の徹底

家庭から出された燃やすごみの組成を調査した結果、分別すれば資源化できる可能性のある紙類やプラスチック製容器包装類が約 3 割も混入しており、分別が徹底されていない現状がある。

今後も、ごみの発生・排出抑制に加えて、分別を徹底することを通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要がある。

その下のグラフについては割愛させていただきます。

4ページでございます。

(3) ごみの減量・資源化の数値目標

① いちかわじゅんかんプラン21の数値目標

いちかわじゅんかんプラン21（平成27年5月改定）では、将来人口の推計や新たなごみ減量・資源化施策の実施により見込まれる効果などを踏まえて、平成36年度（2024年度）を目標年次とした数値目標を設定している。

その下はいちかわじゅんかんプラン21の数値目標でございます。この数値目標については割愛させていただきます。

② 各家庭におけるごみ削減目標

いちかわじゅんかんプラン21の数値目標を達成するためには、各家庭におけるごみの発生抑制と分別の徹底を通じて、1人1日あたりのごみの排出量（資源物を除く）を約100g削減することが目標となる。

その下は各家庭のごみ削減目標のイメージ図でございます。この平成36年のところに、括弧で西暦2024年を付け足したいと思っております。

以上でございます。

【説明1の質疑応答】（P1～P4）

三橋会長： それでは、今、答申の「はじめに」と「1 市川市のごみ処理の現状と課題」について説明していただきました。

この答申案について、字句の修正あるいは表現の修正等ありましたら、どうぞお出しください。

今までの議論の結果、整理されてまとめられているので、特になければ次に進みたいと思っております。

それでは、次の「家庭ごみの有料化」についてお願いします。

【説明2】「2 家庭ごみの有料化について」（P5～P10）

竹中課長： 引き続き大きな2番、「家庭ごみの有料化について」5ページから読み上げという形で説明させていただきます。

<2 家庭ごみの有料化について>

(1) 家庭ごみ有料化制度の趣旨

家庭ごみの有料化とは、市町村が家庭ごみの処理についての手数料

申し訳ありません、今「家庭ごみの処理についての手数料」と書かせていただいておりますが、「家庭ごみの処理費用」に修正させていただきたいと思っております。

(以下、単に「手数料」という。)を徴収する制度であり、手数料の費用負担を軽減しようとする経済的な動機付けを活用することで、ごみの排出抑制や再生利用の推進等の効果が期待されるものである。

家庭ごみ有料化は、全国の約6割の市町村において実施されており、千葉県内においても、千葉市、八千代市、野田市など、約6割の市町村で実施されている。

市川市においては、本審議会の答申を踏まえて平成27年5月に改定した「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(いちかわじゅんかんプラン21)」において、目標を達成するための重点施策の一つとして、燃やすごみ等の収集を対象にした「家庭ごみ有料化制度の導入の推進」を掲げている。市川市が抱えるごみ処理の課題に対応し、さらなるごみの減量・資源化を進めるためには、家庭ごみ有料化制度の導入を推進すべきである。

※他市町村の実施割合は可燃ごみを対象にしたもの

(2) 目的と期待する効果

本審議会では、さらなるごみの減量・資源化を進めるための方策として、以下の効果を得ることを目的として、家庭ごみ有料化制度の導入を図ることが適当であると考えている。

① ごみの発生・排出抑制

手数料の負担を減らそうとする経済的な動機づけを活用し、ごみの発生・排出の抑制を図る。

② 分別排出の促進

ごみの発生・排出の抑制に加えて、資源物の分別排出を促進することで、ごみ処理量の削減と資源化の推進を図る。

また、同制度を導入することで、次のような効果も期待できる。

- ごみの減量や分別に関する市民意識の向上と、ごみ減量・資源化につながる市民の行動の促進
- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市

民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の確保

- 最終処分量の削減と埋め立て処分への依存の低減
- クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設費や運営費の削減
- ごみ焼却等に伴う温室効果ガスの排出抑制

(3) 家庭ごみ有料化制度の仕組み

① 対象品目

対象品目については、家庭ごみ有料化の目的、ごみの出し方、市民の受容性等を勘案して決定していく必要がある。

ア ごみ

最終処分の他市依存やクリーンセンターの老朽化など、市川市におけるごみ処理の問題に対応し、家庭ごみ有料化制度の目的である、ごみの発生・排出抑制及び分別排出の促進を図るためには、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」を手数料徴収の対象とすることが適当である。

ただし、蛍光管や水銀体温計などの「有害ごみ」については、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先し、他のごみへの混入を防止する観点から、手数料徴収の対象外とすることが適当である。

イ 資源物

循環型社会の形成に向けて、取り組みの優先順位の高い廃棄物等の発生抑制を推進する必要があることや、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の費用がかかっており、受益と負担の公平性の面からは、「資源物」も「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方がある。

一方で、資源物の分別の促進を重視する観点から、手数料徴収の対象とする場合でも「ごみ」より低い手数料とすること、または、従来どおり無料で収集するという考え方もある。

本審議会においては、様々な考え方があることを踏まえた上で、資源物の各品目について次のとおりにすべきと考えるものである。

○ビン・カン

ビン・カンについては、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトなどにより、排出量が大きく減少していることから、発生抑制の必要性は比較的低いと考えられるため、手数料徴収の対象外とすることが適当である。

○紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

紙類・布類については、紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類の分別排出を促進する必要性が高いこと、また、手数料徴収のために指定袋制を採用す

る場合には現在の出し方を変更する必要があることから、手数料徴収の対象外とすることが適当である。

○プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類については、分別収集の実施によりリサイクルが進んだ一方で発生抑制が十分に進んでいない現状があり、循環型社会の形成や地球温暖化対策を重視する観点から、手数料徴収の対象として検討を進めていくことが適当である。

なお、プラスチック製容器包装類について、分別基準が市民に徹底されているとは言いがたい現状があることから、今後は対象となる品目や資源化するための汚れの基準などの情報を市民に周知する取り組みの強化が必要である。また、手数料徴収の対象とするかの検討にあたっては、他の施策との関係を考慮するとともに、次の事項に留意する必要がある。

- ・手数料徴収の対象とする場合には、過剰包装の抑制や小売店等における店頭回収の促進の強化、及び分別を細分化してペットボトル以外の「プラスチック製容器包装」のみを手数料徴収の対象とすることを検討すべきであること
- ・手数料徴収の対象としない場合には、分別ルールに反して資源化に適さないプラスチックごみが、資源物として排出されやすくなるおそれがあるため、適正な分別を確保するための対策を講じる必要があること

② 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法については、

- ・市川市では、平成 11 年 10 月から燃やすごみ等の排出に指定袋制を採用しており、市民にとって排出方法が簡単で分かりやすいこと
- ・指定袋の個数（枚数）や大きさ（容量）によって、排出量を把握することが容易であること
- ・収集時に手数料が支払われた適正な排出かどうか確認しやすいこと

以上のことから、他市町村でも広く採用されている有料の指定袋による方式が適当である。

なお、指定袋の大きさ・形状等については、各世帯のごみ排出量に応じて、袋の容量が選択しやすくなるよう、現行よりも小容量のものを用意することや、市民の利便性・取り扱いのしやすさなどを考慮する必要がある。

※市川市における現在の指定袋制について

市が袋の仕様を定めた上で、製造業者を認定し、自由な流通形態のもとで販売されているが、指定袋の販売価格は袋本体のみの価格で、ごみ処理費用は含まれていない。

③ 料金体系

料金体系については、

- ・ 最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと
- ・ 仕組みが単純で、市民にとって分かりやすいこと
- ・ 排出量に応じて、広く市民が一定の費用を公平に負担するものであり、受益と負担の関係性が明確であること

以上のことから、多くの市町村で採用されており、排出量に比例して手数料が増加する「排出量単純比例型」とすることが適当である。

④ 料金水準

家庭ごみの有料化は、新たな負担を伴う施策であることから、市民の理解を得られるよう、ごみ減量や分別に前向きに努力する世帯にとって過大な負担とならない料金水準であることが重要である。

一方で、ごみの発生・排出抑制及び分別促進を図ることが主な目的であることから、ごみを減らそうとする経済的な動機付けが働き、ごみの削減目標の達成に向けた排出抑制効果が期待できる料金水準に設定する必要がある。

したがって、市民の受容性に配慮するとともに、他市の料金水準やごみ処理費用に対する負担割合を考慮した上で、市川市におけるごみ減量目標を達成するために必要なごみの減量・資源化への効果を得るためには、指定袋の容量1リットルあたり1.5円から2.0円程度とすることが適当である。

なお、プラスチック製容器包装類を手数料徴収の対象とする場合には、分別を促進する観点から、この半額以下とすることが望ましい。

⑤ 手数料の減免・支援

家庭ごみ有料化制度においては、排出量に応じた手数料負担が原則であるが、減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象としてなじまないごみについては、手数料の減免や支援の措置を講じることが適当である。

その対象とすべき具体的な品目の例としては、

- 乳幼児、高齢者、障害者等の紙おむつ
- ボランティアによる清掃活動で集めたごみ
- 現状で指定袋の使用が不要である剪定枝

などが考えられる。

なお、一定の経済的困窮者に対する減免措置については、手数料水準に応じた負担の程度を考慮して、その必要性を検討することが望ましい。

(4) 制度導入にあたっての留意事項等

① 市民への説明・周知

家庭ごみ有料化制度の導入は、市民に新たな費用負担を求めるものであること

から、円滑に制度を導入し、ごみ減量効果を高めるためには、市民の理解と協力を得ることが重要である。したがって、制度を導入する背景と目的、期待される効果などについて、市民に分かりやすく説明し、周知徹底していく必要がある。

そのためには、説明会の開催、広報紙やホームページによる情報発信をはじめとする多様な手段による周知活動を実施していくことが重要であり、特に、市外からの転入者や行政からの情報が伝わりにくい単身者、外国人などへの周知方法については工夫が求められる。

② 不適正排出・不法投棄への対応

家庭ごみ有料化制度を導入した場合、排出ルールを守らない不適正排出や不法投棄が増加するおそれが指摘されている。

そのため、各地域のじゅんかんパートナーや自治会のほか、集合住宅の管理者等と連携して基本的な排出ルールの周知を進めるとともに、パトロールの強化や排出ルールについての指導を通じて、ルール違反の未然防止対策の強化を図ることが必要である。

③ 手数料収入の使途・活用方法

家庭ごみ有料化制度の導入に伴う手数料収入については、その金額や使途を明確化し、市民に分かりやすく公表していくことが必要である。

また、家庭ごみの有料化は、さらなるごみの減量・資源化を進めるための方策の一つであり、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することが目的であることから、ごみの減量・資源化に前向きに取り組む市民や地域への支援策の充実のために活用していくことが望ましい。

「家庭ごみの有料化について」以上でございます。

【説明2の質疑応答】（P5～P10）

三橋会長： はい、「家庭ごみの有料化について」答申案の説明がありました。

今までの議論が反映されているわけですが、ここが答申の中心課題となります。わかりにくい部分や、この表現はどのように書いた方がいいのではないかとといった意見があれば、ご自由にお出しください。

柳沢委員： 私も、これまで私たちが審議してきたものを、よくまとめられていると思います。有料化するということで、友人や団体の人たちに話をした時に、「ごみの袋を買うので、もう有料じゃないの」と必ず言われます。

8ページに「市川市における現在の指定ごみ袋制について」と、きちんと説明がされていますが、ここではなく、「有料化するにあたって現在は」と最初に（5ページ）に持ってきてはと思うんですが。いかがでしょうか。

三橋会長： 8ページの「市川市における現在の指定ごみ袋制について」を、5ページのどちらへですか。

柳沢委員： (1)趣旨の中でもいいですし。ここ(8ページ)だと、せっかく(現在の指定袋制は)こんなことなのねということが薄まっているんじゃないかなと思います。

今まではこうなだけけど、実際には、有料化する趣旨というふうに説明すると、なおわかりやすいんじゃないでしょうか。

三橋会長： 5ページの「※他市町村の実施割合は可燃ごみを対象にしたもの」のように、米印で現状はこうだったと、最初に書いた方がいいというご意見ですね。

みなさんどうですか。

松本委員： 私は、8ページのこのままの方がいいと思います。この方がすっきりしていると思います。

岩田委員： 5ページの最初の「家庭ごみの有料化とは」の説明が重用だと思うので。

その観点では、柳沢委員がおっしゃったように、ここで、従来の袋は実費のみと説明をして、有料化はそれとは違うんだということが分かるように。書き方に工夫は必要だと思いますが、ここに書いた方が、読む人は分かりやすいかもしれないと、ご意見を聞いて思いました。

それとの関係ですが、先ほど、手数料のところを「家庭ごみの処理費用を徴収する制度」に修正すると事務局から説明がありました。有料化とは、処理費用を徴収する制度なのでしょうか。といいますのも、この部分の最後に、「手数料収入の使途・活用方法」として、ごみの減量・資源化に前向きに取り組む市民や地域のために活用するんだと書かれてありまして、もし、処理費用を市民に負担いただくのであれば、そんな余裕はないはずで、全部処理費用に使うべきだと思うのですが。

そういうこともあり、有料化というのは、市民に減量のための経済的なインセンティブを与えるために、手数料として徴収するものだと私は考えています。それが正しければ、手数料的なニュアンスで書いたほうがいいと思います。

他の委員のご意見を伺っていただきたいと思います。以上です。

三橋会長： 今のご意見は、原案どおりの方がいいということですか。

岩田委員： はい。

三橋会長： 事務局から「家庭ごみの処理費用」に修正するとあった点について。

岩田委員： 私の理解が間違っているかもしれませんが、費用を徴収する制度であれば、全部ごみ処理に使うべき。市民としては、ごみ処理費用に使ってくださいということを出すのであれば、他に使えばおかしいのではないかという話になると思います。

三橋会長： 本来はごみ費用をとってなかったのですね、100%。これからも100%まではいきませんが、それを市の財政の中で負担していた。財政の負担部分を、費用という手数料を取ることで、財政からの支出を少なくする。

手数料というと、曖昧な感じがしませんか。

岩田委員： もし、費用の一部を徴収するのであれば、なぜ、他の活動をしている市民に支援するのだという声が出てこないでしょうか。税金で処理している部分を、市民が払って市に貢献している訳ですよ。それなのに、それ以外の、「資源化に前向きに取り組む市民の活動」にお金を支援すると言うことが、関係ないことはないでしょうけれども、そういう声上がるのではないかと考えます。単純に処理のために使ってもらったほうがいいのではないかと。

三橋会長： 今のご意見について、みなさんからご意見はありませんか。

柳沢委員： 私も岩田委員と同じように思います。「処理のために使う」と言うことだったら、市民や地域の支援策に使うのは、矛盾していると思います。

三橋会長： 他に、今の件についていかがでしょうか。非常に重要なポイントですけれども。石井委員は何かありますか。

石井委員： ごみの処理費用と言いますと、はっきりとした金額は分りませんが、1kgあたり30何円から40円近くかかっているわけですから。「費用」が入るとその穴埋めみたいに見えますので、(費用を) 付けないほうがいいのではないかという気がいたします。

三橋会長： 現状のままの方がいいということですか。

石井委員： そうです。現状のことばの方が、「費用負担」というものがアバウトになってよろしいと思います。

三橋会長： 他に、今の件についていかがですか。

金子正委員： 趣旨が大事なので。趣旨のところ、頭に「ごみ処理についての手数料を徴収する制度であり」とあるけれど、次が大事です。「手数料の費用負担を軽減しようとする経済的な動機付けを活用する」という、抑制効果のほうが大きいわけです、有料化は。趣旨ではその辺が強調されるので。

頭で、「家庭ごみの処理費用を徴収する制度」となると、いかにも処理費用を全部負担してもらおうという印象を与えてしまいます。

次の抑制効果の項目が強調されることでは、このままの表現でいいと思います。

三橋会長： それでは、「家庭ごみの処理についての手数料」と曖昧だと、これは何ですかという市民の方もおられるかもしれませんが。それはむしろ曖昧なままにして、「手数料」とした方が抵抗は少ないということでしたら、原案のままでいいと思います。

ただ、手数料とは何ですかと市民が問い掛けてきた時に、行政が何と答えるかという問題があります。

もし、修正するならば、「ごみ処理費用の一部」という表現もあります。

福島委員： 原案の手数料というのは、自治体が市民からのお金をいただくときに「手数料」と使いますよね。処理費用というのは、具体的に何を対象としていただくか中身に着目した言い回しなので、どちらもあるのかなとは思いますが。有料化をきちんと市民に説明できるのであれば、どちらでもかまわないのではないかと思います。

処理費用というと100%いただく感じがしますので、「処理費用」を使うのであれば、「処理費用の一部」とした方がいいと思います。

次に（以下、単に「手数料」という。）とあるのに、「処理費用」としてしまおうと「手数料」という言葉が出てこなくなってしまうので、別な言い回しをした方がいいと思います。

三橋会長： 他にいかがでしょうか。

今の問題だと、「家庭ごみの処理費用の一部（以下、単に「手数料」という。）」ということで、「手数料」という言葉が入っていないのに、括弧の中で突然「手数料」が出てくるのは違和感があるのご指摘です。

この辺をどう表現したらいいでしょうか。

吉野部長： 表現の部分ですが、いろいろお伺いしております、「家庭ごみの処理に要する費用の一部を手数料として徴収する制度であり」という言い回しは可能でしょうか。

金子正委員： それは分りやすい。

三橋会長： それでは、そのような形にして、最後に訂正した部分を読み上げてもらいますので、今、部長から提案のあった表現にしてください。

石井委員： 処理という言葉を入れなくて、経費とかはどうですか。処理だと収集運搬や処分だけですけど、実際には広報活動なども経費的にはかかっているもので、もっと大きなことばであった方がいい感じがします。

三橋会長： 例えばどういった言葉ですか。

石井委員： 私もちよっと出ませんけれど、広い言葉。ごみに係わる経費とか。

三橋会長： 家庭ごみに係わる経費だと、ちよっと曖昧になりますね。

金子正委員： やはり処理が一番いいのではないですか。

石井委員： 実際にはカラス対策のネットとかの経費等もかかっていますので。

三橋会長： 処理はそんなに狭い概念ではないと思いますが。

収集運搬が一番費用がかかりますか。家庭ごみの処理では。一番かかる経費は何ですかね。事務局から何か説明できれば。

松丸主幹： 事務局から申し上げます。家庭ごみの処理費用といった場合には、収集運搬、焼却などの中間処理、最終処分、加えまして広報・啓発なども含めて処理費用として使っております。

三橋会長： それでは、米印か何かで、「処理」をこういう意味で使っていますよと入れれば、これまでの議論は吸収できると思います。そこは配慮してください。

原木委員： あるいは「処理等」はいかがですか。曖昧になりますけれど。

三橋会長： 「等」だとすべて入るので、それも書き方としてありますね。今までを踏まえて、今議論したところを最後にどういう形にしたのかを報告していただきます。集計をお願いしますね。

では、冒頭に出た（ごみ袋の）現状ですけれども、今のままでいいというご意見も多かったですね。

金子正委員： 原案でいいと思いますよ。

三橋会長： では、原案のままでよろしいですか。

それでは、次にいきたいと思います。

福島委員： 有料化についての別の件です。

7ページのプラスチック製容器包装類についてですけれども、二つあります。

一つは、前分の4行の最後が「手数料徴収の対象として検討を進めていくのが適当」とあるが、これは対象とする方向性の下に検討するという意味だと思えますが、次の段落ですと、下から2行目で、「手数料収入の対象とするかの検討にあたっては」とあって、その下に「手数料徴収の対象とする場合には」、さらに下に「手数料徴収の対象としない場合」と、手数料徴収の対象としない場合もありうると。

そうすると、最初の「手数料徴収の対象として検討を進めていくのが適当」という表現は少し書きすぎではないかと思いました。

二つ目、「対象とする場合」の最後のところで、「ペットボトル以外のプラスチック製容器包装のみを手数料徴収の対象として検討すべき」といっているのですが、この趣旨からするとペットボトルは対象としないということだと思います。

プラスチック製容器包装類の最初、例えば(1)で、「ペットボトルは対象外とすることが適当である」と言うふうにして、(2)で「その他のプラスチック製容器包装類」で書いた方がいいのではと思いました。

以上です。

三橋会長： ここでの趣旨はおっしゃったようなことだと思いますけどね。この文面から読み取れることは。

事務局は、今のことは大丈夫ですか。

要するにペットボトルは対象外として、その他のプラスチック製容器包装類は手数料を下げる形で対象とするということです。

ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装類との区別をした方がわかりやすいということでした。プラスチック製容器包装類のこの中での書き方はゴツゴツした部分がありますので。このあたりはもう一度整理するというところでお願いします。

では、この次にいきたいと思います。「ごみ収集回数の削減について」。

【説明3】「3 ごみ収集回数の削減について」(P11～P13)

竹中課長：それでは、11ページをお願いします。

<3 ごみ収集回数の削減について>

(1) ごみ収集回数の削減の趣旨

「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(いちかわじゅんかんプラン 21)」は、目標を達成するための重点施策の一つとして、「家庭ごみの分別収集体制の見直し」を提言している。

ごみの減量・資源化の取り組みの進展や人口減少等に伴うごみの収集量の変化等に対応するとともに、ごみの減量・分別促進、環境負荷の低減、コスト縮減等の観点から、ごみ収集回数の削減を検討する必要がある。

また、家庭ごみ有料化制度の導入によって、手数料徴収の対象としたごみの排出量（重量及び容積）の減少が見込まれることも、収集回数の削減に寄与することが期待できるものと考えられる。

（２）分別区分毎の方向性

ごみ収集回数については、ごみの減量や資源物の分別排出の促進、収集量の現状や収集効率の維持の観点のほか、近隣市等の収集回数が本市よりも比較的少ない状況などを踏まえて削減を検討した結果、次の通りとすることが適当である。

① 燃やすごみ

ごみの減量や資源物の分別排出を促進するため、現状の週 3 回から週 2 回へ削減することが適当である。

② 燃やさないごみ・有害ごみ

一人当たりの収集量が少ない現状や近隣市の状況を踏まえて、現状の週 1 回から 2 週に 1 回（月 2 回）へ削減することが適当である。

③ ビン・カン

ペットボトルなどの軽量素材へのシフトが進んでいること等により収集量が減少していることから、現状の週 1 回から 2 週に 1 回（月 2 回）へ削減することが適当である。

④ 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

燃やすごみに含まれて排出されている紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類の分別排出を促進する必要性が高いこと、また、収集日が雨天の場合はリサイクルする上での品質を確保するために、排出を控えるよう市民に周知していることから、現状の週 1 回の収集回数を維持することが適当である。

⑤ プラスチック製容器包装類

燃やすごみから資源物への分別排出を促進し、分別の徹底を図っていくためには、現状の週 1 回の収集回数を維持することが適当である。

（３）留意事項等

① 収集削減時の留意点

ごみ収集回数の削減は、各家庭におけるごみの保管日数の増加や、一回の収集日に排出されるごみの量の増加等につながることから、以下の事項に十分に留意

する必要がある。

ア 祝日収集の実施

「燃やすごみ」については、原則として、祝日（祝日の振り替え休日を含む）の収集を実施することが適当である。

収集回数を削減するその他の品目については、世帯あたりの収集量の状況を勘案して祝日収集の実施を検討すること。

なお、祝日収集を実施に伴い、収集コストが増加することについて、十分に留意することが必要である。

イ 生ごみ対策の推進

腐敗による、悪臭が問題となる生ごみについては、各家庭における減量対策や保管時の悪臭の抑制等についての取り組みを推進すること。

ウ ごみ集積所の容量の確認

ごみ収集回数の削減によって、収集日あたりの排出量が増加するため、既存のごみ集積所の容量の状況を確認するとともに、今後、新たに設置するごみ集積所の設置基準等についても、見直しに向けた検討を行うこと。

エ 収集回数の削減に伴う収集曜日の見直し

収集回数を削減することによって、収集品目の一部について、現在の収集曜日に変更になることが見込まれる。収集曜日の変更に際しては、市民にとって分かりやすい収集曜日とすることや、わかりやすく周知することが重要である。

② さらなる収集回数削減の検討

排出状況や収集量は新たな施策の実施や社会経済状況の変化を反映するものであることから、これらの状況を踏まえて、今後も継続的に見直しを検討していくことが適当である。

「ごみ収集回数の削減について」は以上です。

【説明3の質疑応答】（P11～P13）

三橋会長： それでは、今の説明について、内容あるいは文章の修正のご意見があれば、どうぞお出しください。

大場委員： 11ページの趣旨の部分。今回3つが、どういう趣旨であり、どういう成果が得られるかが大事だと、前回の資料の中であったと思います。答申としてもそういう方向がいいと思います。

11ページの趣旨の上から8行目。ごみの減量云々と書いてあって、「収集量の

変化等に対応するとともに」と、これだけで一つだと思うんですね。次に「ごみの減量・分別促進」と別なことなんですね。このあたりが、趣旨がもっと明確になったほうがいいと思います。

有料化については、期待される成果があるんですけど、ここも期待される成果が説明できるのであれば入れたほうがいい。

三橋会長： 具体的に、ここをこうの方がいい、ここにこういう文章を挿入したらいいということでご指摘いただけますか。

大場委員： 11ページの8行目ですと、8、9、10とあって、9行目の「変化に対応するとともに」で、一つの、これからの将来の環境の変化についてもう少し説明ができれば。説得力ある内容にしていきたい。もしくは、分けるかですね。

次のごみの減量・分別というのは、これからやることだと思うんですけど、やることと、それから環境負荷の軽減ですね。コスト縮減等の観点から。それぞれ大きなテーマになっているので、もう少しこれを説明するか、整理していただいた方がいいのかなと。

あと、費用対効果。成果については、先ほどの、戻りますけれど、6ページの上から6行目に、成果として最終処分場の削減と埋め立て処分への依存の低減、クリーンセンターのこと、ごみ焼却等に伴う云々、これはごみ有料化の成果ですけども、当然、収集回数の削減によってこういうことも見込まれるので、そういったことも成果としてここにあげてもいいのではないかなと思いました。

三橋会長： 本来は、具体的に、ここにこういうものを入れたほうがいいという形でお出しただけると分りやすいのですけれど。

趣旨を見ながら、事務局で把握したうえで、今のご指摘に沿う形で修正できるか考えてみてください。

他にいかがでしょうか。

ではその次をお願いします。

【説明4】「4 戸別収集の導入について」(P14~P15)

竹中課長：それでは、14ページをお願いします。

<4 戸別収集の導入について>

(1) 戸別収集方式の趣旨

① 戸別収集方式の概要

建物ごとに、各世帯が道路に面した場所にごみを排出し、これを収集する方式である。ごみに対する排出者の意識が向上することで、排出ルールの遵守等、排出者責任の徹底につながる事が考えられる。

② 対象世帯

原則として、戸建て住宅の世帯が対象となるが、ごみ収集車の通行が困難な道路狭あい地区等、地形や道路の状況などの条件によっては、対象とすることが困難な場所もある。

なお、集合住宅では、引き続きごみ集積所に排出することとなる。

③ 期待する効果

ア ごみの減量・分別に関する排出者の意識の向上等

ごみを排出した世帯が明確になり、ごみの減量・分別に関して、排出者の意識の向上や取り組みの促進の効果が期待できる。また、ルール違反があった場合には排出者に対する指導、啓発がしやすくなる効果が期待される。

イ ごみの排出、ごみ集積所に係る負担軽減

ごみを出す場所が近くなることで、ごみ出し作業が困難な高齢者等の負担が軽減するほか、ごみ集積所の維持管理の負担やごみ集積所に関する住民間のトラブル減少につながる事が期待される。

④ デメリット及び留意点

ア 収集費用の増加

現在の集積所収集の場合よりも収集効率が低下することにより、収集費用の増加が見込まれる。他市の事例を参考に約30%の増車が必要になると仮定すると、道路狭あい地区を対象外とした場合でも、年間約5億円ものコスト増が見込まれる。

イ その他の留意点

収集費用以外にも次の事項に留意することが必要である。

- ・市川市においては戸別収集の対象外となる集合住宅の世帯が全世帯の約3分2を占めること
- ・戸別収集の導入が困難な道路狭あい地区への対応
- ・現状で排出状況や維持管理に問題の無いごみ集積所の取り扱い
- ・戸建て住宅の宅地造成に伴い設置された、土地が共有持分となって

いるごみ集積所の取り扱い

- ・戸別収集の導入時に各世帯で講じる必要のあるカラス、猫対策の方法
- ・ごみの排出者が特定しやすくなることによるプライバシーへの配慮

(2) 今後の方向性

戸別収集の導入については、ごみ減量・分別に関する排出者の意識向上や現状の集積所収集に係る問題点の解消などの面で、期待される効果は大きいと考えられる。

しかし、収集費用の大幅な増加が見込まれること、導入時に留意すべき点が多いこと、また、市民アンケートにおいても現状の方式のままで良いとする意見が多いことなど、導入については今後さらに検討すべき課題が多くある。

そのため、戸別収集の導入については、費用対効果、留意点への対応、市民のニーズ等を踏まえて、さらに時間をかけて慎重に取り組むべきである。

なお、その際は、全市的な導入にこだわらず、ごみ出し作業の支援を必要としている心身の不自由な高齢者・障害者等や、現状で大きなトラブルを抱えている集積所などに対象を限定して導入することも含めて検討することが望ましい。

「戸別収集の導入について」は以上でございます。

【説明4の質疑応答】(P14~P15)

三橋会長：それでは、「戸別収集の導入方式について」で、修正点なりあれば、お出しください。

当初の原案としては3つだった訳ですよ。いろいろとこの審議会で議論した結果、「戸別収集の導入について」は先送りというか、今後の検討課題ということで、答申の中では今すぐ導入する必要はないということになりましたよね。これについてご異論はないと思います。

福島委員：二つあります。

一つ目は、15ページの「イ 留意点」ですが、「集合住宅が全体の約3分の2を占めること」というのは、いわゆる現状。その後の、対応ですとか取扱いや配慮は、どうして行くかという観点から書かれています。

最初の点は、どちらかというと対象世帯の方に、全世帯数あるいは対象世帯数のうち、道路狭あい等による困難な世帯、除外となる集合住宅の世帯数といった形で、世帯数とその割合を一覧にさせていただくと分かりやすいのかと思います。

二点目は、15ページ「(2) 今後の方向性」のところ。最初の3行はどちらかという一般的な考え方で、市川市にも該当するんですけど、「しかし」以降は市川市の固有の考え方になってくるのかと思います。4行目の「しかし」の次に「市川市においては」をいれてはどうかと思います。

あと、導入時に留意すべき点とありますが、留意すべき点の中でも、集合住宅が3分の2ということが大きな要素だと思います。この表現を入れるかどうかは、私も迷うところですけども。重要なことだと思います。以上です。

三橋会長：今の点で、事務局から意見はありますか。今後の方向性のところで、「市川市においては」を入れたほうがいいのかというのは、そのとおりだと思います。

世帯数の分布みたいなものを表なりの形で入れることはできますか。

竹中課長：現状といたしまして、道路狭あい地区が市内にどれくらいかを答申の中に盛り込む用意はできない状況です。表でまとめるのは難しいところです。申し訳ありません。

三橋会長：戸別収集の難しい道路狭あい地区は多いのですか。何%くらいですか。

村越課長：道路狭あい地区として把握しているのは、8,000世帯くらいです。

三橋会長：それでは、留意点の中には書き込みにくいということがあると思います。ただ、割合として多いほうなのですか。戸別収集のできる所と困難な所の割合として。むしろ例外的なのかどうか。

村越課長：世帯数は21万です。集合住宅が3分の2ですから、戸建ては3分の1(7万)。そのうちの8,000世帯が道路狭あい地区です。(全世帯数の約3.8%)

三橋会長：留意点はこれでいいと思うんですが、今のような議論が、実際の答申を実施していくとなった場合には、行政としてどう対応していくか考えていただきたいと思います。この中の表現では、入りにくいところですね。ご了解いただければと思います。

それでは最後の部分「おわりに」をお願いします。

【説明5】「おわりに」(P16)

竹中課長：それでは16ページの「おわりに」を説明させていただきます。

<おわりに>

本審議会では、市長から諮問された「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」審議を重ね、具体的な施策の方向性について本答申をまとめました。

本答申では、12分別収集の導入などによって推進してきたごみ減量の流れを絶やすことなく、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、さらなるごみの減量・資源化を進めるため、「家庭ごみ有料化」の導入を提案するとともに、収集体制の見直しについて、今後の方向性を示しています。

また、新たな施策の実施により、ごみ減量・資源化の効果を十分に高めるためには、市民の理解と協力を得ることが不可欠です。施策の実施にあたっては、市

川市におけるごみ減量・資源化の必要性や各施策の趣旨や内容について、市民へわかりやすく説明し、円滑な制度の導入を図ることが必要です。

さらに、今後、一步進んで、さらなるごみの減量・資源化を進めていくためには、新たな施策の実施だけではなく、従来から実施している施策の見直しや改善が必要であり、様々な施策を複合的かつ効果的に実施していくことで、可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、市民のライフスタイルの変革を促進していくことが重要です。

市川市においては、本答申の内容を尊重し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、効果的、かつ実行性のある施策を推進していくことを期待します。

以上でございます。

【説明5の質疑応答】「おわりに」(P16)

三橋会長： ありがとうございます。

前回の審議会では、「おわりに」について格調高くないという指摘をしましたが、調整していただいて、それなりの終わりになった感じを持ちます。

ご意見などあればお出してください。

岩田委員： 11行目、「収集体制の見直し」とありますが、答申全体でこれまで出てきた用語は、我々の議論したところでは、収集回数の削減ということで、章のタイトルも「ごみ収集回数の削減」だったのですが。

体制の見直しといえはそうなのかもしれませんが、あえてこの言葉を使う理由があれば教えていただきたい。

もう一点、17行目に「円滑な制度の導入を図ることが必要です」とありまして、有料化は新しい制度ですが、収集回数の削減は制度ではないと思います。収集方法が変わるということで。従って、この制度という言葉が適当かどうかということなんです。他はすべて施策という言葉が使われておりまして、もし、2つについてやるんだという趣旨であれば、制度という言葉でないほうがいいのではと思います。以上です。

三橋会長： 16ページの11行目で、「収集体制の見直し」は、ここで議論した「収集回数」が適切ではないかとのこと指摘ですよ。

岩田委員： 答申全体で使っているのは「ごみ収集回数の削減」という言葉なので、それをそのまま使った方がいいのではということなんです。どうしても使い分ける必要がある理由があれば別ですけども。

三橋会長： そこは、収集回数に言い方を変えていただくということですね。

それから、「円滑な制度の導入」ですが、制度でなく「施策の導入」がいいというご意見ですか。

岩田委員： はい。単純に「施策の導入」でもいいかもしれませんが、文の最初に「新たな施策の実施」とあるので、もう少し工夫した方がいいのではと思いました。例えば「施策の円滑な実施にあたっては、市民へわかりやすく説明することが必要である」という書き方もあると思います。

三橋会長： わかりました。その点については、事務局でも検討してみてください。

竹中課長： 会長、申し訳ありません。今、「収集体制の見直し」でご指摘をいただいたところですが、今回、答申の7ページの25行目に、分別を細分化して、「ペットボトル」と「ペットボトル以外のプラスチック製容器包装類」というくだりがありますので、収集体制の見直しというような表現をさせていただきました。

遅くなりまして申し訳ありません。

【審議の終了】

三橋会長： その他、ありませんか。

それでは、これまで議論してきたことをまとめるという形で、この答申案が今日周知されたわけで、それを基にして最終的な答申にしたいと思います。

今日出た細かな部分の字句の修正については、事務局と私に一任していただけますか。

全 員： お願いします。

三橋会長： それで、最終的な答申を作成したいと思います。

三橋会長： それでは、今日審議すべき課題について全て終わりました。

最後に事務局から連絡事項等あればお願いします。

【事務連絡等】

竹中課長： ありがとうございます。

今後の予定についてご案内いたします。

最終的な答申につきましては、三橋会長と調整をさせていただいた後、委員の皆様へ郵送させていただく予定です。

また、市長への答申書提出についてでございますが、次週の1月29日に、会長と副会長によりまして、「答申書」の提出をお願いしたいと考えております。

会長・副会長におかれましては、改めましてご案内させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、本審議会における委員の皆様任期ですが、市議会選出の2名を除く13名の方は、本年1月31日で任期満了となります。

これまで、お忙しい中、貴重なお時間を裂いて本審議会にご尽力いただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、新たな委員の選出につきましては、各団体宛に、これから推薦依頼をさ

せていただく予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

最後に、事務局を代表いたしまして、清掃部長の吉野よりご挨拶をさせていただきます。

【清掃部長 挨拶】

吉野部長： 委員の皆様、これまで審議会の審議にご尽力を賜わりまして、誠にありがとうございました。

去年は、一般廃棄物処理基本計画につきまして答申をいただきました。去年の5月に処理計画の改訂を致しましたが、答申の内容を反映させていただきました。

去年の7月からは、「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」ということで諮問させていただきました。何回も審議をお願いした中で、本日を持って答申を取りまとめられる状況にさせていただきました、心から感謝申し上げます。

本審議会の答申は大変貴重なものでございますので、今後は部が一丸となって、ごみの減量・資源化に向けて取り組んでまいります。

今後も、委員の皆様に市の清掃行政に引き続きご協力を賜わりたいと思っております。

最後になりますが、委員の皆様のご健勝とご活躍を祈念して挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

【閉会】

三橋会長： それでは、以上をもちまして、

第79回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会といたします。

今年度は、6回にわたり当審議会を開催いたしました。皆様におかれましてはお忙しい中、ご参加いただき、また、活発な意見をお出しいただきありがとうございました。

内容のある答申ができたと私自身思っております。

ご協力ありがとうございました。

(閉会：午前12時00分)